

**紙媒体による手形・小切手の廃止および企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等の適用にともなう
商工会議所簿記検定試験出題区分表などの改定について【暫定版】**

2025年12月25日

日本商工会議所

1. 基本的な考え方

政府は、管理事務負担の軽減および盜難・紛失リスクの低減を図ることを目的に、紙媒体による手形や小切手を廃止する方針を掲げており、これを受けて全国銀行協会は、本年3月に2026年度末をもって電子交換所における手形・小切手の交換を廃止することを決定しています。かつてと比べれば手形や小切手による決済は大きく減少しているとはいえ、企業間決済の実務はもとより簿記の教育現場においては、手形や小切手の振出しや、取引の相手側から手形や小切手を受け取った場合などの処理や記帳は、簿記の中で最も典型的な取引とされてきました。さらに、受取手形の期末残高は貸倒引当金の設定や貸借対照表の表示といった事項にも関連することから、紙媒体による手形や小切手が廃止されることによって甚大な影響が及ぶと考えられます。

また、2024年9月には企業会計基準委員会より、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」および企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」が公表され、2027年4月1日以降に開始する事業年度から強制適用されることになっています。新リース会計基準において借手側では、これまでのファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引との区分がなくなり、リースの定義を満たすものは基本的にオンバランス化が求められることになります。多くの企業にとって、たとえ借りている物件であっても資産化が求められる処理が増えることになるので、新しいリース会計基準は多くの企業に大きな影響を及ぼします。

このような状況を踏まえ、商工会議所簿記検定試験においても所要の検討を重ねてまいりましたが、今回はこれらの影響に鑑み、テキストや各種問題集の開発のための期間を確保するべく、2027年度から適用する新しい出題区分表を早期に公表することとしました。詳細については、新しい出題区分表をご参照ください。紙媒体による手形や小切手の廃止に伴い、主として3級の出題内容が減ることとなるので、一部の2級の論点を3級に移行することにしました。しかしながら、3級は事実上の入門・基礎段階の学習者が対象であることを考慮して、出題にあたりましては十分に留意いたします。

また、リースにつきましては、新しいリース会計基準のもとでも2級は借手側の処理に限定することは従来どおりです。なお、3級では不動産などの貸借のうち、オンバランス化を要しないものを想定しているので、3級でオンバランス処理を求めているわけではないことにご注意いただきたいと存じます。

以下の2.「区分表」の改定事項の「検定試験への反映」では、2級・3級に関して仕訳例を追記することで、求められる会計処理をイメージしやすいようにしております。加えて、「商業簿記標準・許容勘定科目表(2~3級)」についても、あわせて改定いたします。

新出題区分表および商業簿記標準・許容勘定科目表(2~3級)の適用は2027年4月1日からとし、統一試験、団体試験、およびネット試験いずれも同区分表に基づいて出題いたします。ただし、2026年度は2022年度適用の出題区分表に基づいた出題となりますのでご注意ください。

2. 「区分表」の改定事項

出題項目	改定内容	検定試験への反映
第二 諸取引の処理 1. 現金預金	エ. の項目に「普通預金」を追加した。	従来から普通預金は企業において広く用いられているにもかかわらず、「区分表」に記載がなかつたため、当座預金に先立って追加した。なお、小切手を振り出すことがなくなった以上、当座預金の重要性は低下するものと考えられるが、電子記録債務の支払いにあたって当座預金口座が金融機関から求められている実状や、無利息であることにより金融機関が経営破綻した場合に預金が全額保護される(ペイオフ)対象となることから、当座預金の存在意義は引き続き残るものと捉えられる。
3. 売掛金および買掛金 ならびに電子記録債権等	「3. 売掛金と買掛金」を「3. 売掛金および買掛金ならびに電子記録債権等」に改めて電子記録債権や電子記録債務などを含めたものとし、現行区分表の「5. 手形」および「6. 債権の譲渡」を削除した。また、「7. 引当金」以下、項目番号をふたつ繰り上げる。 また、従来の「その他債権譲渡※」について「売掛債権の譲渡(ファクタリング)※」と明確化するとともに、「カ. クレジット売掛金」には括弧書きで「キャッシュレス決済を含む」と追記した。 さらに、1級において「キ. 買戻権・遡求義務の計上」を明示した。	紙媒体の手形が廃止されたため、手形関連の規定はすべて削除した。これによって、電子記録債権および電子記録債務の重要性が高まるが、売掛金や買掛金といった売上債権や仕入債務が転化したものと捉えられるため、「3. 売掛金と買掛金」と同じ範疇に配置することにした。電子記録債権や電子記録債務の出題内容に変更はないが、固定資産の購入・売却取引など営業取引以外によって生じた営業外電子記録債権・営業外電子記録債務はすでに出題実績があるため、出題区分表に明記することとした。 また、「その他の債権譲渡」であるが、売掛債権の譲渡であると明確化とともに、具体的なイメージがつきやすいように「ファクタリングなど」と例示することとした。ただし、2級の段階ではいわゆる買取型(2社および3社間ファクタリング)の簡易な出題に限ることとした。なお、下記のその他の債権の譲渡と同様に、売掛債権の譲渡に伴う買戻権や遡求(リコース)義務を財務構成要素アプローチに基づいて時価で計上させる論点は1級で扱うことを出題区分表に明記しておくこととした。 さらにクレジット売掛金に関して、昨今は各種のキャッシュレス決済が急速に普及している現状に鑑みて、クレジット売掛金勘定はクレジット取引による信販会社に対する債権のみならず、各種のキャッシュレス決済取引によって生じた勘定であることを明らかにするために追記した。 《仕訳例》 売掛債権の譲渡(ファクタリング) (1) 2社間ファクタリング ① 得意先(株)八戸商会に商品￥700,000を掛けにて販売した。 ② 資金を早急に回収する必要が生じたため、上記の売掛債権￥700,000を(株)日商ファクタリングに譲渡する2社間ファクタリング契約を締結し、審査の結果10%の手数料を差し引いた手取額が当

		<p>社の普通預金口座に振り込まれた。</p> <p>③ 八戸商会に対する売掛金￥700,000 の支払期日が到来し、当社の普通預金口座に振り込まれた旨の連絡を受けた。</p> <p>④ 日商ファクタリングに対し、売却した売掛債権の代金を普通預金口座から弁済した。</p> <table> <tr> <td>① (借) 売掛金 700,000</td><td>(貸) 売上 700,000</td></tr> <tr> <td>② (借) 普通預金 630,000</td><td>(貸) 預り金 700,000</td></tr> <tr> <td></td><td>売掛債権売却損 70,000</td></tr> <tr> <td>③ (借) 普通預金 700,000</td><td>(貸) 売掛金 700,000</td></tr> <tr> <td>④ (借) 預り金 700,000</td><td>(貸) 普通預金 700,000</td></tr> </table> <p>(2) 3社間ファクタリング</p> <p>① 得意先(株)弘前商会に商品￥900,000 を掛けにて販売した。</p> <p>② 資金を早急に回収する必要が生じたため、上記の売掛債権￥900,000 を(株)日商ファクタリングに譲渡する3社間ファクタリング契約を締結した。日商ファクタリングは弘前商会にファクタリング通知を行い、同社がファクタリングを承認した結果5%の手数料を差し引いた手取額が当社の普通預金口座に振り込まれた。</p> <table> <tr> <td>① (借) 売掛金 900,000</td><td>(貸) 売上 900,000</td></tr> <tr> <td>② (借) 普通預金 855,000</td><td>(貸) 売掛金 900,000</td></tr> <tr> <td></td><td>売掛債権売却損 45,000</td></tr> </table>	① (借) 売掛金 700,000	(貸) 売上 700,000	② (借) 普通預金 630,000	(貸) 預り金 700,000		売掛債権売却損 70,000	③ (借) 普通預金 700,000	(貸) 売掛金 700,000	④ (借) 預り金 700,000	(貸) 普通預金 700,000	① (借) 売掛金 900,000	(貸) 売上 900,000	② (借) 普通預金 855,000	(貸) 売掛金 900,000		売掛債権売却損 45,000
① (借) 売掛金 700,000	(貸) 売上 700,000																	
② (借) 普通預金 630,000	(貸) 預り金 700,000																	
	売掛債権売却損 70,000																	
③ (借) 普通預金 700,000	(貸) 売掛金 700,000																	
④ (借) 預り金 700,000	(貸) 普通預金 700,000																	
① (借) 売掛金 900,000	(貸) 売上 900,000																	
② (借) 普通預金 855,000	(貸) 売掛金 900,000																	
	売掛債権売却損 45,000																	
4. その他の債権と債務等	「ケ. その他の債権の譲渡」および「コ. その他の債権の買戻権・遡求義務の計上」を追加した。	1級において、貸付金など売上債権以外の債権を譲渡するともに、財務構成要素アプローチに基づいて将来当該債権を買い戻すことができる権利(買戻権)や、当該債権からの資金の回収が滞った場合に延滞債権を買い戻すリコース義務を時価で計上させる問題の出題実績があり、今後も出題の可能性があることを示すために記したものであるが、特段新たな論点が追加されたわけではないことに留意されたい。																
7. 商品の売買	「イ. 販売のつど売上原価勘定に振り替える方法による売買取引の処理」を2級から3	販売のつど売上原価勘定に振り替える方法は、これまで2級からの範囲とされてきた。しかし、3分法で売上原価を決算の時まで全く把握しないというのは、企業経営を行う観点から健全とは言えず、あくまで簡便的な取扱いにとどまるものである。また、実務上も販売のつど売上原価勘定に振り替え																

	級に移行した。	る方法を採るケースが増加傾向にある。さらに、3級においても先入先出法や移動平均法に基づき、商品在庫への受け扱いの記帳を通じて販売時に売上原価を把握することを既に行っているのであるから、総勘定元帳にもそれを反映させるための方法を学習しておくことは必要であると判断した。						
8. 様々な財又はサービスの顧客への移転	「エ. 割賦販売(取戻品の処理を含む)」などを追加した。	1級の商業簿記の出題で割賦販売以外にも、未着品売買の出題実績があることから「など」を追記した。						
10. 有形固定資産	「ウ. 有形固定資産の除却、廃棄」およびオの「定率法」を2級から3級に移行した。ただし、定率法に関しては「※」を付与した。	<p>有形固定資産の除去、廃棄および減価償却方法としての定率法についても、有形固定資産の耐用年数が到来して除却したり、不用なものを廃棄したりすることは企業においては一般的に行われることである。また、定率法による減価償却費の算定も多く企業で行われていることである。そのため今回の改訂で有形固定資産の除却、廃棄および定率法による減価償却を2級から3級に移行した。ただし、定率法に関してはあくまでその基本的な仕組みの理解を目的とするため簡易な出題にとどめ、法人税法に定めるいわゆる 200%定率法における保証率や改訂償却率に関わる問題は3級では出題しない。</p> <p>《仕訳例》 定率法による減価償却費の計上</p> <p>① 決算にあたり、備品に対する減価償却を次の要領にもとづき定率法により行う。取得原価￥700,000、決算整理前の減価償却累計額￥448,000、償却率 40%</p> <p>② 20×5 年度の決算にあたり、20×4 年度の期首に取得した備品￥400,000 (取得原価) につき、定率法 (償却率 20%) による減価償却費を計上する。</p> <table> <tr> <td>①</td> <td>(借) 減価償却費 100,800</td> <td>(貸) 備品減価償却累計額 100,800</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>(借) 減価償却費 64,000</td> <td>(貸) 備品減価償却累計額 64,000</td> </tr> </table>	①	(借) 減価償却費 100,800	(貸) 備品減価償却累計額 100,800	②	(借) 減価償却費 64,000	(貸) 備品減価償却累計額 64,000
①	(借) 減価償却費 100,800	(貸) 備品減価償却累計額 100,800						
②	(借) 減価償却費 64,000	(貸) 備品減価償却累計額 64,000						
15. リース	タイトルを「リース」に改め、「取引」の文言を削除した。また、2級において現行区分表での「ア.」の「ファイナンス・」および「エ. オペレーティング・リース取引の借手側の処理」を削除した。	<p>現行の企業会計基準第 13 号は「リース取引に関する会計基準」であるのに対し、同第 34 号は「リースに関する会計基準」であるため、企業会計基準の名称に合わせて「取引」の文言を削除した。また、新リース会計基準では借手側では従来のファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引の区分を行っていため削除した。なお、2級においては、従来通り利子込み法と利子抜き法が双方とも出題されること、また、利子抜き法においては利息相当額の各期間への配分は定額法に限ることも従前のとおりであるが、使用される勘定科目については留意されたい。</p> <p>《仕訳例》 リースの借手側の処理</p> <p>当社は期首にリースによって営業用のトラックを調達し、使用を開始した。リース期間は5年、リ</p>						

		<p>ース料は年額¥800,000(後払い)、利子抜き法(利息相当額¥400,000)は定額法によること。なお、当期に生じた利息はリース料の支払時に計上する。リースによって得た資産は耐用年数5年、残存価額ゼロによる定額法により償却する。</p> <p>① リース開始時</p> <table> <tr> <td>(借) 使 用 権 資 産 3,600,000</td><td>(貸) リ 一 ス 負 債 3,600,000</td></tr> </table> <p>② リース料支払時</p> <table> <tr> <td>(借) リ 一 ス 負 債 720,000</td><td>(貸) 現 金 預 金 800,000</td></tr> <tr> <td>支 払 利 息 80,000</td><td></td></tr> </table> <p>③ 決算時</p> <table> <tr> <td>(借) 減 価 償 却 費 720,000</td><td>(貸) 使用権資産減価償却累計額 720,000</td></tr> </table>	(借) 使 用 権 資 産 3,600,000	(貸) リ 一 ス 負 債 3,600,000	(借) リ 一 ス 負 債 720,000	(貸) 現 金 預 金 800,000	支 払 利 息 80,000		(借) 減 価 償 却 費 720,000	(貸) 使用権資産減価償却累計額 720,000
(借) 使 用 権 資 産 3,600,000	(貸) リ 一 ス 負 債 3,600,000									
(借) リ 一 ス 負 債 720,000	(貸) 現 金 預 金 800,000									
支 払 利 息 80,000										
(借) 減 価 償 却 費 720,000	(貸) 使用権資産減価償却累計額 720,000									
同	「イ. 短期リースおよび少額リースの取扱い」を2級に新設した。また、「ウ.」以下、項目番号をひとつずつ繰り下げる	<p>新リース会計基準・新リース会計適用指針のもとでも、リース期間が12カ月以内で、かつ購入オプションを含まない短期リースや、企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリースで、かつ、リース契約1件当たりの金額に重要性が乏しいなどの少額リースはオンバランスしないで貸貸借処理を容認することが踏襲されている(適用指針第20項および第22項)。日商簿記検定試験でも、このような簡便的な取扱いが2級以上で出題されることがありうることを明示した。</p> <p>《仕訳例》 短期・少額リース</p> <p>(1) 事務所用のスペースの家賃¥90,000を現金で支払った。当該家賃は、短期の貸貸借契約における月額であり、貸貸借として処理する。</p> <p>(2) 事務所用のスペースの家賃¥70,000を現金で支払った。当該家賃は、少額の貸貸借契約における月額であり、貸貸借として処理する。</p> <table> <tr> <td>(1) (借) 支 払 リ 一 ス 料 90,000</td> <td>(貸) 現 金 90,000</td> </tr> <tr> <td>(2) (借) 支 払 リ 一 ス 料 70,000</td> <td>(貸) 現 金 70,000</td> </tr> </table> <p>なお、不動産を貸借した場合について、2級以上においては貸貸借処理と使用権資産として計上する方法の両方が出題対象となることに留意されたい。</p>	(1) (借) 支 払 リ 一 ス 料 90,000	(貸) 現 金 90,000	(2) (借) 支 払 リ 一 ス 料 70,000	(貸) 現 金 70,000				
(1) (借) 支 払 リ 一 ス 料 90,000	(貸) 現 金 90,000									
(2) (借) 支 払 リ 一 ス 料 70,000	(貸) 現 金 70,000									
同	「ウ. リースの貸手側の処理」	新リース会計基準では、貸手側では依然としてファイナンス・リースとオペレーティング・リース								

	に括弧書きを追記した。	の区分は残されていることから、注意喚起のため出題区分表で明示することにした。																										
同	「エ.」にサブリース取引を追加した。	リースに関わる1級特有の論点として、セール・アンド・リースバック取引が従来から示されてきたが、リース会計適用指針ではサブリース取引の取扱いも示されているため、これを機に1級の範囲として明示した。																										
同	「オ.」に借地権を追加した。	新リース会計基準では借地権の設定に係る権利金等は、使用権資産の取得価額に含め、原則として、借手のリース期間を耐用年数とし、減価償却を行うことを原則としている(適用指針第27項)。1級特有の論点であることを明らかにするために明示した。																										
18. 収益と費用	受取家賃、受取地代、支払家賃および支払地代について	<p>3級においてリースは出題範囲ではないものの、本来、不動産の賃貸借取引はリースの範疇に含まれる。3級では比較的小規模の株式会社を想定しているため、事務所や店舗のために建物を借りたことによる家賃および土地を借りることによる地代は、多くの場合、上記リースにおける短期・少額リースの取引に該当するものと考えられる。したがって支払家賃および支払地代については、引き続き3級の範囲において従来からの賃貸借処理で出題される。</p> <p>同様に、建物や土地を貸したことによって得た受取家賃や受取地代についても、3級においては賃貸借処理で出題される。</p> <p>《仕訳例》 支払家賃、支払地代の問題</p> <p>(1) 店舗の建替工事期間中に賃借した仮店舗の半年分の家賃¥600,000を普通預金から振り込んで支払った。</p> <p>(2) 今月分の駐車場代金¥40,000を現金で支払った。</p> <table> <tr> <td>(1)</td> <td>(借)</td> <td>支</td> <td>払</td> <td>家</td> <td>賃</td> <td>600,000</td> <td>(貸)</td> <td>普</td> <td>通</td> <td>預</td> <td>金</td> <td>600,000</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>(借)</td> <td>支</td> <td>払</td> <td>地</td> <td>代</td> <td>40,000</td> <td>(貸)</td> <td>現</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>40,000</td> </tr> </table>	(1)	(借)	支	払	家	賃	600,000	(貸)	普	通	預	金	600,000	(2)	(借)	支	払	地	代	40,000	(貸)	現				40,000
(1)	(借)	支	払	家	賃	600,000	(貸)	普	通	預	金	600,000																
(2)	(借)	支	払	地	代	40,000	(貸)	現				40,000																
第三 3. 決算整理	月次決算の前に「および」を追記した。	他の箇所との平仄をあわせるために「および」を追記した。内容に関するものではない。																										
同 15. 期中財務諸表、臨時決算	15. 現行区分表の「中間財務諸表」を「期中財務諸表」に変更するとともに括弧書きを削除した。	企業会計基準委員会は、企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」、企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」統合した会計基準等を開発し、2025年10月に企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」を公表したことに伴い、表記を改めた。																										
第四	新株予約権の前に「株式引受	2019年12月に成立した改正された会社法第202条の2において、金融商品取引所に上場されてい																										

10. 株式引受権・新株予約権、ストック・オプション	権・」を追加した。	る株式を発行している株式会社が、取締役の報酬等として株式の発行等をする場合には、金銭の払込みを要しないことが定められた。それを受けた企業会計基準委員会から実務対応報告第41号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い」が制定され、取締役の報酬等として株式を無償交付する取引のうち、契約上、株式の発行等について権利確定条件が付されており、権利確定条件が達成された場合に株式の発行等が行われる「事後交付型」の取引では「株式引受権」の概念が新たに導入されるとともに、会社計算規則においても株式引受権に関する規定が設けられている(会社計算規則第2条第3項第34号および同第54条の2など)。そのため、これを機に1級の範囲として明示することとした。
----------------------------	-----------	---